以下のNPO団体の作成したガイドラインを参考にしています

3. 応募がきたら

希望者が現れたら、別紙ヒアリングシートにそってできるだけ詳しくお話を聞いてください。
こちらの譲渡の条件（不妊手術、室内飼育、譲渡後の報告など）も伝えましょう。
特に医療費のご負担をお願いしたい場合には、必ず事前に了解をとってください。
＊実際に猫との面会をしてからでは、お断りしづらい場合もあります。少しでも対応に不安な要素があれば、この時点でお断りすることをおすすめします。

4. 面会に来てもらう

まず面会の日取りを決め、その日には猫を連れて帰れないことを伝えてください。
＊猫は面会の後に、こちらから希望者のお宅に連れて行ってください。
連れて行くことが困難な場合でも、譲渡は日を改めて行いましょう。
賃貸物件などにお住まいの場合、管理規約などで猫飼育可能物件かを確認しましょう。
こちらの譲渡の条件を提示し、ご検討をお願いしてください。　＊別紙「面会に際してのお願い」

5. トライアル開始

トライアルの際には、こちらから猫を連れて行き、飼育環境をチェックしてください。
（猫が休めるところがあるか、脱走防止などの工夫があるか、先住猫と隔離できるかなど）
別紙「トライアルに際してのお願い」に署名の上、2部作成し、各自保管して下さい。
＊トライアルとは・・・正式譲渡の前に、期間を決めてお試しで預かってみること。先住猫がいる場合などは必須です。
飼い主適正試験期間として、希望者が猫を飼育するのにふさわしいかを判断する期間でもあります。

6. 正式譲渡

正式譲渡の際には、猫が適正に飼育されているかを十分に確認の上、譲渡書類を交わします。
譲渡契約書は2部作成し、各自保管します。ワクチン証明書、血液検査報告書なども渡します。
また譲渡後、1週間、1ヶ月、1年など期間を決めて写真入の報告をいただくようお願いしてください。
＊医療費の一部負担をお願いする場合には、明細を提示してください。

より安全性を高めるために

・猫を渡す前に（面会時）、猫と一緒に希望者の写真を撮る。
→里親詐欺などの犯人は顔写真を残すことを嫌います。写真を残すことで証拠にもなります。
・本人確認書類の提示、提出をお願いする。
→どうしてもこちらから出向けない場合など、記入した住所にその人が実際に住んでいるのかどうかを確認できます。写真入りの運転免許証、住民基本カードなどが望ましいと思われます。
・里親詐欺などの犯人は簡単に手に入るところを狙うようです。自宅に伺い、飼育環境の確認を行いましょう。